

## ごみ処理手数料の改定

### (1) 改定額

種別	区分	経過措置		改定後
		令和6年10月1日～	令和7年4月1日～	令和8年4月1日～
可燃ごみ	重量10キログラムまでごとに	180円	240円	310円
可燃粗大ごみ	重量10キログラムまでごとに	240円	310円	410円
不燃ごみ及び不燃粗大ごみ	重量10キログラムまでごとに	250円	330円	430円
びん	重量10キログラムまでごとに	250円	330円	430円
缶及びペットボトル(分別したもの)	重量10キログラムまでごとに	50円	60円	80円
犬等の死体	1頭につき	760円	990円	1,300円

### (2) 改定時期

令和6年10月1日以降に搬入されたごみに対する料金に改定後の料金を適用する。